

請負者等提出書類処理基準実施細目

副管理者決定

平成12年4月1日

改定 平成15年9月12日

一部改定 平成16年4月1日

一部改定 平成20年7月7日

一部改定 平成25年3月14日

一部改定 平成27年11月9日

一部改定 平成29年1月17日

一部改定 平成29年12月28日

(目的)

第1 請負者等提出書類処理基準（平成12年4月1日付け副管理者決定。以下「基準」という。）の実施に必要な処理方法等は基準に定めるほか、この細目によることとし、工事等の適正かつ能率的な施行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この細目は、東京二十三区清掃一部事務組合が施行する工事の請負、設計等の委託に係る書類の処理に適用する。

(書類)

第3 請負者等が作成する書類は別記様式のとおりとする。

(書類の処理)

第4 請負者等が提出する書類の処理方法は次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書第9条第2項の権限を有する現場代理人は、請負者等に代って工事の施行に関する書類を提出することができる。

(2) 各様式（発注者あて）の欄記入に当たっては、契約書に基づき記載のこと。

(3) 提出部数は、監督員の特段の指示がない場合は原則として2部とする。

(書類の処理経路)

第5 書類の処理経路は、次のとおりとする。

(1) 請負者等から提出された書類は、担当監督員が受理するものとする。

(2) 担当監督員は、受理した書類の内容を点検し、速やかに所定の手続きをとらねばならない。

(提出期限)

第6 基準及び細目に定められている書類については、別に期限が定められている書類を除き、その書類提出の必要が発生した時点から5日以内に提出しなければならない。

(附則)

この細目は、平成15年10月10日から適用する。

なお、既に契約されている請負工事等において、既に従前の様式で作成又は提出が

完了しているものについては適用しない。

(附 則)

この細目は、平成16年4月1日から適用する。

(附 則)

この細目は、平成20年7月10日から適用する。

なお、既に契約されている請負工事等において、従前の様式で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。

(附 則)

この細目は、平成25年4月1日から適用する。

(附 則)

この細目は、平成27年11月9日から適用する。

なお、既に契約されている請負工事等において、従前の様式で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。

(附 則)

この細目は、平成29年1月20日から適用する。

なお、既に契約されている請負工事等において、従前の様式で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。

(附 則)

この細目は、平成29年12月28日から適用する。

なお、既に契約されている請負工事等において、従前の様式で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。